

議案第八十三号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の

一部改正について

次のおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第二十一号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和六十一年九月十六日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年九月廿四日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第
二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（遺族からの排除）

第五条の二 次に掲げるものは、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 非常勤消防団員を故意に死亡させた者
 - 二 非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によつて退職報償金の支給を
受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- 別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数				
	五年以上 十年未満	十年以上 十五年未満	十五年以上 二十年未満	二十年以上 二十五年未満	二十五年以上 三十年未満
団長	一〇五〇〇〇〇	二一〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	四一〇〇〇〇〇	五五〇〇〇〇〇
副団長	九〇〇〇〇〇	一九〇〇〇〇〇	二六〇〇〇〇〇	三五〇〇〇〇〇	四九〇〇〇〇〇
分団長及び 副分団長	八〇〇〇〇〇	一七〇〇〇〇〇	二三〇〇〇〇〇	三一〇〇〇〇〇	四三〇〇〇〇〇
班部長及び 長	七〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	二一〇〇〇〇〇	二八〇〇〇〇〇	三八〇〇〇〇〇
団員	六〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	二六〇〇〇〇〇	三五〇〇〇〇〇
					四九〇〇〇〇〇

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和六十一年四月一日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

3 昭和六十一年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間において新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。